

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (m <sup>2</sup> )	項目	内容
1	管理・運営	管理	玄関・ホール	31	1	35	用途	・正面玄関、来客者・面会者等受付
							配置	・職員室から見渡せる位置に配置する
							広さ	—
							設備	・施錠管理、カメラ等による監視
							その他	・上下足履替を行う（下足箱）
2	管理・運営	管理	職員室	31	1	90	用途	・職員の事務作業用のスペース
							配置	・新グラウンド側に面して配置する。 ・玄関の人の出入りを見渡せる位置に配置する
							広さ	・事務机15台を設置する
							設備	・防災装置の一括管理 ・安全管理用のモニター ・ホワイトボード ・書棚 ・机、椅子 ・個人情報を扱うため仕切りを設ける ・OAフロア
							その他	—
3	管理・運営	管理	相談室	31	1	14	用途	・来客者の対応、職員のミーティング、研修等で利用 ・ケース会議など小規模会議にも使用
							配置	・職員室に隣接し、職員室より直接出入り可能とする
							広さ	・最大8名での相談ができるスペース
							設備	・ミーティングテーブル(8名用) ・OAフロア
							その他	・緊急時の避難のために扉を2箇所設ける ・必ずしも廊下と連絡する必要は無く、隣室でも良い ・隣に音が漏れないこと
4	管理・運営	管理	小会議室	31	1	14	用途	—
							配置	—
							広さ	・最大8名での会議ができるスペース
							設備	・ミーティングテーブル(8名用) ・OAフロア
							その他	・隣に音が漏れないこと

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (㎡)	項目	内容
5	管理・運営	管理	大会議室	31	1	60	用途	・視察見学者の対応、職員のミーティング、研修等で利用(50名以上に対応) ・ロの字型では30人程度
							配置	・管理棟に設置、もしくは隣接して設置
							広さ	・遮音性のパーテーションで自由(2～3分割)に区切れるようにする
							設備	・2名掛けの机×10+椅子 ・職員用デスク(モニター等集中操作可なように) ・プロジェクター・スクリーン ・ホワイトボード ・児童用PC10～20台+職員用PC1台 ・OAフロア
							その他	・プロジェクターを使用した会議ができるようにする
6	管理・運営	管理	学園長室	31	1	20	用途	・学園長執務
							配置	・職員室に隣接し、職員室より直接出入り可能とする、または職員室に近接すること
							広さ	・来客者等の対応のための応接スペース ・10名程度の小会議ができるスペース
							設備	・OAフロア、机、椅子、応接セット
							その他	ー
7	管理・運営	管理	給湯室	31	1	5	用途	・職員室に流し台があれば独立して給湯室とする必要なし
							配置	・職員室に近接する
							広さ	ー
							設備	ー
							その他	ー
8	管理・運営	管理	職員更衣室	31	2	10	用途	・各ユニット配置職員の更衣は各ユニットで行う
							配置	・男女別とする
							広さ	ー
							設備	・10人分のロッカー ・男女別でロッカーおよび更衣スペースが必要 ・ロッカーサイズ:0.5m×1m(3名)×4台、姿見
							その他	ー
9	管理・運営	管理	職員用トイレ(多目的)	31	1	8	用途	・職員と来客者が利用 ・来客者や面会者と幼児が一緒に来園、利用する場合も想定
							配置	・玄関から利用しやすい距離に配置する
							広さ	・多目的は車イスで移動できる広さとする ・おむつ交換用のベッドを設置する
							設備	・自動点灯、洋式水洗 ・多目的トイレは1名利用を想定 ・オストメイトを設置する
							その他	・バリアフリー対応

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
10	管理・運営	管理	職員用トイレ(男性用)	31	1	23	用途	・職員と来客者が利用 ・来客者や面会者と幼児が一緒に来園、利用する場合も想定
							配置	—
							広さ	—
							設備	・自動点灯、洋式水洗 ・個室2、小用3を想定
その他	・バリアフリー対応 ・ベビーシートを設ける							
11	管理・運営	管理	職員用トイレ(女性用)	31	1	23	用途	・職員と来館者が利用 ・来客者や相談者として幼児と一緒に来園、利用する場合も想定
							配置	—
							広さ	・女子トイレには幼児用の小便器1つを設置 ・個室3名分を想定
							設備	・自動点灯、洋式水洗
その他	・バリアフリー対応 ・ベビーシートを設ける							
12	管理・運営	管理	資料室	31	1	25	用途	・記録物等の書類を保管(永年)
							配置	—
							広さ	—
							設備	・可動式書庫の設置(詳細は別紙8「什器・備品リスト」に記載)
その他	—							
13	管理・運営	管理	物品庫	31	1	10	用途	・行事用の道具、消耗品保管など
							配置	—
							広さ	—
							設備	—
その他	—							
14	管理・運営	医療ケア・心理	診察室	31	2	10	用途	・協力医による診察
							配置	・診察室以下医局関連諸室については、心理関連諸室の近くに配置すること
							広さ	—
							設備	・診察ベッド
その他	・プライバシーに配慮した仕様とする ・緊急時の避難のために扉を2箇所設ける ・必ずしも廊下と連絡する必要は無く、隣室でも良い ・診察室同士が扉で繋がっていること ・処置室不要(風邪等の隔離は各ユニット内で行う)							
15	管理・運営	医療ケア・心理	倉庫(医局の倉庫として)	31	1	18	用途	・各種医療用備品の収納
							配置	—
							広さ	—
							設備	—
その他	—							

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
16	管理・運営	医療ケア・心理	採尿室	31	1	9	用途	—
							配置	—
							広さ	—
							設備	・洋便器1 ・汚物流し1 ・手洗い1
その他	—							
17	管理・運営	医療ケア・心理	医務室	31	1	15	用途	・協力医の休憩・執務空間
							配置	・診察室に隣接する ・児童の不穏時などに、退避するためのホール等外部につながる出入口を設置
							広さ	—
							設備	—
その他	・診察台、体重計、滅菌ケース、薬品倉庫、手洗い場、受傷時の水洗いができる足洗い場を設置 ・緊急時の避難のために扉を2箇所設ける ・必ずしも廊下と連絡する必要は無く、隣室でも良い							
18	管理・運営	医療ケア・心理	待合室	31	1	10	用途	—
							配置	—
							広さ	—
							設備	・長椅子4
その他	—							
19	管理・運営	医療ケア・心理	薬品保管室	31	1	11	用途	・薬品保管・薬の準備
							配置	・医務室および診察室に隣接する
							広さ	—
							設備	・作業台・薬剤保管棚
その他	・調剤は行わない							
20	管理・運営	医療ケア・心理	カウンセリング室	31	1	29	用途	・心理士による心理面談室
							配置	・職員室と医局に近い位置に設置
							広さ	—
							設備	・プレイセラピー、検査等のスペースが必要なため、パーテーション等で区切って2部屋以上に分けられること (パーテーションに遮音性は不要)
その他	・隣に音が漏れないこと ・プライバシーに配慮し、ドア座は窓を設けない ・緊急時の避難のために扉を2箇所設ける ・必ずしも廊下と連絡する必要は無く、隣室でも良い							

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
21	管理・運営	医療ケア・心理	スヌーズレン室	31	1	20	用途	・余暇としての利用を主とする
							配置	・防音性能を高め、強度行動障害ユニット付近に配置する（玄関からの動線上にあればよい） ・強度行動障害ユニットと別棟でもよい
							広さ	・空間として15m <sup>2</sup> ・残り5m <sup>2</sup> については、スヌーズレン機材倉庫を想定
							設備	－
							その他	－
22	管理・運営	運営	洗濯室	25	1	22	用途	・入所児童の衣服・寝具の洗濯 ・配送用台車プール
							配置	・生活ユニットへの動線に配慮
							広さ	－
							設備	・業務用洗濯機2台
							その他	・仕様、熱源については事業者提案による
23	管理・運営	運営	乾燥室	25	1	22	用途	・洗濯後の衣類等の乾燥
							配置	－
							広さ	－
							設備	・業務用乾燥機2台 ・大型布団乾燥機1台 ・仕様、熱源については事業者提案による
							その他	・十分な換気設備が必要
24	管理・運営	運営	作業室	25	1	20	用途	・リネンの収納・保管 ・洗濯作業員休憩室を兼ねる
							配置	－
							広さ	－
							設備	・TV
							その他	－

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
25	管理・運営	運営	厨房	29	1	166	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検収、食品保管、下処理、調理、配膳、下膳、洗浄</li> <li>・ワゴンプール</li> </ul>
							配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分を明確にし衛生に配慮すること</li> <li>・厨房から各ユニットのパントリーまで、動線、衛生面などを考慮する</li> <li>・食材等の搬入車両の乗り付け、搬入のしやすい配置とする、もしくは搬入車両の駐車スペースを確保する</li> </ul>
							広さ	—
							設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、ジェットタオル、靴箱等を備えた前室を厨房内に配置し、衛生に配慮すること</li> <li>・検収室には検食用の冷凍庫が必要</li> <li>・食品庫には食材毎に保管できるようなスペースを確保する</li> <li>・下処理室には業務用冷蔵庫（パススルー：下処理室、厨房どちらからも食材を取ることができる）</li> <li>・冷凍庫等を配置する</li> <li>・調理の熱源はガスとすること</li> <li>・ダクト等の配管系は天井内および床下等に収め、露出しないように配置する</li> <li>・床はドライシステムを導入</li> <li>・厨芥の搬出がしやすい工夫</li> <li>・適切な温度管理システム</li> <li>・ワゴン11台、ワゴンの電源を天井等から取ることができる設備を設置する</li> <li>・ワゴン寸法、仕様は提案すること</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・120食/回（3回/日、朝・昼・夕/日）</li> <li>・厨房機器は別紙8「什器・備品リスト」を参照</li> <li>・2t車が寄り付ける配置とする</li> </ul>							
26	管理・運営	運営	リネン庫	29	1	5	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リネンの収納・保管</li> <li>・厨房にリネン庫が必要</li> </ul>
							配置	—
							広さ	—
							設備	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2m×2.5mで設定</li> <li>・感染等の予防のために、調理服等をストックするスペースが必要</li> </ul>							

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
27	管理・運営	運営	従業員控室・更衣室	29	2	16	用途	・厨房職員の休憩場として利用する ・厨房人数分のロッカーを設置する、現状から短時間勤務の職員もいるため、男女各10名を想定 ・職員専用（男女各1部屋ずつ）
							配置	—
							広さ	—
							設備 その他	—
28	管理・運営	運営	厨房職員用トイレ	29	2	2	用途	・職員が利用、男女各1室
							配置	—
							広さ	—
							設備 その他	—
29	管理・運営	運営	栄養管理室	29	1	10	用途	—
							配置	—
							広さ	—
							設備 その他	・事務机2、書庫1、ロッカー
30	管理・運営	運営	ごみ置き場	29	1	10	用途	—
							配置	・屋内に設けること
							広さ	—
							設備 その他	・ゴミステーションまで職員が搬送 ・1袋=45ℓとして、 可燃ごみ 2袋/日 プラスチックごみ 2袋/週 不燃ごみ 2袋/週
31	管理・運営	運営	食堂	29	1	55	用途	・作業科の児童の昼食スペース
							配置	・厨房に隣接する
							広さ	・15人程度が同時に食事を行えるスペースを確保する
							設備 その他	・手洗い場の設置（3名程度が同時利用） —
32	管理・運営	屋外建物	大倉庫	25	1	140	用途	・学園全体の生活物品、各種行事用品などを収納するための倉庫
							配置	・生活エリアに近いところ ・利便性に問題が無ければ、独立した建物としてエリアA以外に設置しても構わない
							広さ	・2階建てでもよい
							設備 その他	・搬出入口に電動シャッター ・イベントの神輿の出入有（毎年製作）
33	管理・運営	屋外建物	災害用備蓄庫	29	1	20	用途	・150人×3日分の食糧等を保管
							配置	・大倉庫と併設も可 ・利便性に問題が無ければ、独立した建物としてエリアA以外に設置しても構わない
							広さ	—
							設備 その他	—

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (㎡)	項目	内容
34	管理・運営	管理	ミシンルーム	18	1	20	用途	・職員・ボランティアが児童の日常生活に必要な衣類・寝具等の縫製を行う
							配置	・新設建物の中、管理・運営部門の付近に設ける
							広さ	・布の保管場所も含む
							設備	ー
							その他	ー
35	管理・運営	屋外建物	環境倉庫	21	1	25	用途	・農機具、環境整備等の機器、道具の保管場所、トラクター
							配置	・大倉庫と併設可
							広さ	ー
							設備	ー
							その他	・利便性に問題が無ければ、独立した建物としてエリアA以外に設置しても構わない
36	外構		来客用駐車場		1	0	用途	・来館者用の駐車スペース
							配置	・管理棟へのアクセスが良いこと
							広さ	・来客用駐車場20台分+身体障がい者等駐車スペース2台
							設備	・周辺の車路はアスファルト舗装されていること
							その他	・児童の生活動線と駐車エリアが交錯しないようにすること
37	外構		公用車駐車場	26	1	0	用途	・公用車用
							配置	・管理運営ゾーンとの動線を考慮した配置とすること
							広さ	・公用車6台、マイクロバス2台のスペース
							設備	周辺の車路はアスファルト舗装されていること
							その他	・児童の生活動線と駐車エリアが交錯しないようにすること
38	外構		職員駐車場		1	0	用途	・職員用
							配置	・利用しやすい場所に設置する ・分散していても必要台数があればよく、一箇所にまとめる必要性はない
							広さ	・70台のスペース
							設備	ー
							その他	・整地・転圧されていること
39	外構		スポーツスペース		1	0	用途	ー
							配置	・遊具スペースに隣接していること
							広さ	・フットサルコート1面×2の広さ
							設備	・フットサルゴールポスト ・コートラインは不要 ・1面分ごとに防球ネット等で囲う（2面を仕切る防球ネット等は可動式）
							その他	ー



別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (㎡)	項目	内容
40	外構		遊具スペース		1	0	用途	—
							配置	・スポーツスペースに隣接していること
							広さ	—
							設備	・砂場(約4m×3m) 1箇所、滑り台1基、ブランコ2連式1基
							その他	・周囲をフェンスまたはネットで囲うこと
41	外構		屋外トイレ		1	20	用途	—
							配置	・グラウンド使用者が利用しやすい位置に設置する
							広さ	—
							設備	・男女別のトイレ、手洗い(2～3人同時使用可) ・グラウンドからの利用を想定して外部に面した洗い場も設置すること ・車椅子用便所も1穴設置すること ・暖房便座 ・湿式
							その他	・外部から利用可能であれば、倉庫等と一体化したものでよい ・掃除具置場も考慮すること
42	外構		既存管理棟横モニュメント		1	0	用途	—
							配置	・原則、現状の位置とする
							広さ	—
							設備	—
							その他	・銘板も含め芸術作品のため、移転を行う場合には県と協議を行うこと ・モニュメント周囲の環境も整えること
43	外構		現グラウンド陶壁画		1	0	用途	—
							配置	・多くの人の目にとまる位置に移設する(建物の内外は問わない)
							広さ	—
							設備	—
							その他	—
44	外構		フラッグポール		1	0	用途	—
							配置	・多くの人の目にとまる位置に3本新設する ・建物の屋上でも可
							広さ	—
							設備	—
							その他	・既存フラッグポールは撤去

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (㎡)	項目	内容
45	生活・居住	発達障害ユニット  タイプ A、B、C 共通	個室	2/14/28/38	7	12 ※下限	用途	・タイプA：8名 ・タイプB：7名 ・タイプC：5名
							配置	・原則、個室は正対しない配置とする ・ただし、やむを得ず正対する個室は出入口の位置がズレていること ・個室出入口は廊下
							広さ	—
							設備	・室内のコンセント、TV線等には鍵付きのカバーをとりつける。凹凸部が無いようにすること ・収納スペースを設けること
							その他	・プライバシー保護のため、戸に鍵を設けること ・2階以上に設ける場合には、落下防止対策（バルコニー等）を講じること
46	生活・居住	発達障害ユニット タイプB	多目的個室	2/14/28/38	1	16 ※下限	用途	—
							配置	・No.45に準拠する
							広さ	・車椅子を使用する場合はそのまま入室でき、支援者が介助するに十分な広さが必要(16㎡以上)とする。
							設備	・No.45に準拠する
							その他	・No.45に準拠する
47	生活・居住	発達障害ユニット タイプC	自立支援個室①	2/14/28/38	1	20 ※下限	用途	・就労に向けた自立度の高い児童が利用する
							配置	・No.45に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.45に準拠する ・トイレ、ユニットバスを設置し、使用しない時には施錠できるようにすること
							その他	・No.45に準拠する
48	生活・居住	発達障害ユニット タイプC	自立支援個室②	2/14/28/38	1	34 ※下限	用途	・就労に向けた自立度の高い児童が利用する
							配置	No.45に準拠する
							広さ	—
							設備	・トイレ、ミニキッチン（IHヒーター）、冷蔵庫対応のコンセント、ユニットバスを設置し、使用しない時には仕切って施錠できるようにすること
							その他	No.45に準拠する
49	生活・居住	発達障害ユニット タイプ A、B、C 共通	クールダウン・静養室	2/14/28/35/38	1	8	用途	・感染症・不穏時・発作対応に利用
							配置	・スタッフルームの近くに配置
							広さ	—
							設備	・防音（他室からの遮音性を重視） ・トップライトを設ける。刺激を減らすため、外部や光庭に面する窓は不要
							その他	・入り口は引き戸で頑丈なつくりとする。 ・クッション壁とする

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (㎡)	項目	内容
50	生活・居住	発達障害ユニット タイプ A、B、 C共通	リビング ダイニング グ	2/14/28/ 38	1	45	用途	・リビングダイニング兼ダイ ルームとして利用
							配置	・パントリーと接続していること
							広さ	ー
							設備	・ダイニング部分を状況に応じて仕切れること ・壁掛けテレビを設置し、収納できること
							その他	ー
51	生活・居住	発達障害ユニット    タイプ A、B、 C共通	浴室	2/14/28/ 38	1	4	用途	ー
							配置	・トイレの近く
							広さ	・家庭用のユニットバス大(1624型) ・ただし、タイプBは車椅子対応の広さとする
							設備	・出入口は段差のないものを採用すること
							その他	・使用しない時には施錠できるようにすること ・手すり等
52	生活・居住	発達障害ユニット タイプ A、B、 C共通	脱衣室	2/14/28/ 38	1	5.5	用途	ー
							配置	ー
							広さ	ー
							設備	・冷暖房設備 ・洗面化粧台を設置 ・脱衣棚 ・鍵付きの収納（洗剤、風呂用品等） ・施錠できるようにする
							その他	ー
53	生活・居住	発達障害ユニット タイプ A、B、 C共通	児童用トイレ	2/14/28/ 38	2	3.5	用途	・ユニット内児童専用
							配置	・洗面所と隣接する（中に手洗は設けない） ・1つは浴室と近接する
							広さ	・タイプBのユニットについては、車椅子に配慮した広さを確保すること。
							設備	・防汚仕上げ。乾式とする。 ・洋式トイレ（タンクレス） ・コンセントを設ける（鍵付きのカバーをとりつける）
							その他	・掃除用具を格納するスペース（鍵つきとする）

## 別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (m <sup>2</sup> )	項目	内容
54	生活・居住	発達障害ユニットタイプ A、B、C 共通	玄関	2/14/28/38	1	7.5	用途	・児童用の日常の玄関として利用
							配置	・ユニット個別に玄関を設ける
							広さ	—
							設備	・履き替えスペースを設け、靴用ロッカーを設置する(ユニット個室数×3足分以上:長靴含)
							その他	・バリアフリー対応 ・入り口からは居室が見えない配慮 ・玄関とは別に、食事(調理品)の搬入・面会・職員動線として副出入口を設ける(上足移動を前提)
55	生活・居住	発達障害ユニットタイプ A、B、C 共通	洗濯室	2/14/28/38	1	6	用途	—
							配置	・脱衣室に隣接する ・サンルームに直接出入可能な配置とする
							広さ	・布団が洗えるスペース
							設備	・洗濯機、乾燥機を設置(各1台)
							その他	—
56	生活・居住	発達障害ユニットタイプ A、B 共通	学習室	2/14/28/38	1	13	用途	—
							配置	—
							広さ	—
							設備	・学習机と椅子
							その他	—
57	生活・居住	発達障害ユニットタイプ A、B、C 共通	汚物処理・シャワー室	2/14/28/38	1	5	用途	—
							配置	・児童居室の近く
							広さ	・シャワーブースと汚物が洗えるスペース
							設備	・汚物流し
							その他	・2ユニットで共有してもよい
58	生活・居住	発達障害ユニットタイプ A、B、C 共通	サンルーム	2/14/28/38	1	6	用途	・屋内物干し場
							配置	・外部からの覗き、進入、盗難防止を図る
							広さ	—
							設備	・サンルームには十分な換気設備を設ける ・廊下等、隣接する部分と仕切れるようにする
							その他	—
59	生活・居住	発達障害ユニットタイプ A、B、C 共通	物干し場	2/14/28/38	1	0	用途	・屋外物干し場
							配置	・外部からの覗き、進入、盗難防止を図る
							広さ	—
							設備	—
							その他	—

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (㎡)	項目	内容
60	生活・居住	発達障害ユニット タイプ A、B、 C共通	駐輪場	2/14/28/ 38	1	0	用途	・児童の自転車置き場（入所児童分）
							配置	・各ユニットの駐輪場をまとめてよい
							広さ	
							設備 その他	・雨がかからないようにする
61	生活・居住	発達障害ユニット タイプ A、B、 C共通	洗面所	2/14/28/ 38	1	6	用途	－
							配置	－
							広さ	・3人同時利用が可能とすること
							設備 その他	・自動水栓（センサー対応）3口以上 ・個人（歯ブラシ、歯磨き粉、コップ）の収納スペースを設ける ・鍵付きのSK室を設置する ・施錠可能な扉を設ける
62	生活・居住	発達障害ユニット  タイプ A、B、 C共通	スタッフ室	2/14/28/ 38	0.5	46	用途	－
							配置	・2ユニット以上で共有 ・2つ以上のユニットの中央にあり、職員のユニット間移動などが容易であること ・パントリーや洗濯室に近接していること
							広さ	・1ユニットあたり、事務机3台を設置する
							設備 その他	・パソコンが利用できる環境 ・ミニキッチン ・ロッカー人数分 ・机・椅子 ・書棚 ・ユニット内のモニターおよび学園敷地内の防犯カメラチェック
63	生活・居住	発達障害ユニット  タイプ A、B、 C共通	職員用トイレ	2/14/28/ 38	2	4	用途	・職員が利用、男女各1室 ・2ユニット以上で共有 ・3ユニット以上で共有する場合は、スタッフ数に応じた室数を設定すること
							配置	・スタッフルーム外に設置する ・ユニット内に設置する場合は外部から施錠できるようにする
							広さ	－
							設備 その他	・洗浄便座、手洗 ・掃除用具を格納するスペース
64	生活・居住	発達障害ユニット タイプ A、B、 C共通	面会室	2/14/28/ 38	0.5	10	用途	・2ユニット以上で共有してよい（保護者・他ユニット児童等が使用）
							配置	・ユニット外の入り口とユニット内からの入り口を設ける
							広さ	－
							設備 その他	－

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
65	生活・居住	発達障害ユニット  タイプ A、B、C 共通	パントリー・キッチン	2/14/28/38	1	10	用途	・食事の配膳 ・調理実習
							配置	・1ユニット1つ（隣接ユニットと共有不可） ・ダイニングに直接出入り可能な配置 （食事のユニットへの搬入口からできるだけ近くに配置）
							広さ	・調理実習が可能な大きさ
							設備	・冷蔵庫、オーブン、トースター、電子レンジ等 ・キッチン（流し台、IHヒーター2口、吊戸棚） ・施錠できること
							その他	—
66	生活・居住	発達障害ユニット  タイプ A、B、C 共通	宿直室兼休憩室兼更衣室	2/14/28/38	0.5	14	用途	・宿直勤務者の就寝
							配置	・スタッフ室から出入りできること ・2ユニット以上で共有とする ・3ユニット以上で共有する場合は、スタッフ数に応じた室数に設定すること
							広さ	—
							設備	・宿直者用ベッド ・収納スペース ・TV ・シャワーブース
							その他	・ユニット担当の職員が更衣を行えるスペース
67	生活・居住	発達障害ユニット  タイプ A、B、C 共通	倉庫・収納庫	2/14/28/38	1	25	用途	・おもちゃ、生活用品、学用品、そうじ道具など
							配置	・ユニット内に10m <sup>2</sup> 以上設ける ・残りはユニット外に15m <sup>2</sup> 程度設けてもよい
							広さ	—
							設備	—
							その他	—
68	生活・居住	発達障害ユニット	リネン室	2/14/28/38	1	11	用途	・寝具と衣類を整理して収納
							配置	—
							広さ	—
							設備	・可動式棚を必要に応じて設置可能なように
							その他	・廊下部分の壁面収納も可

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
69	生活・居住	強度行動 障害ユ ニット	個室	35	7	14 ※下限	用途	—
							配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刺激を避けるために対面には居室を設置しない（個室が正対しているレイアウトは避ける）</li> <li>・リビングから直接出入りしない （出入口は廊下に面すること）</li> <li>・外気に面した配置とするが、光庭に面したつくりでも良い</li> <li>・個室の窓の外を人が通らないような動線計画とする（児童と目線があわないように、他人を意識しないようにする）</li> </ul>
							広さ	—
							設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋の間仕切りをするためのローパーテーション（全部屋でなくてもよい）</li> <li>・ただし、うち1室は壁面・床面の素材が防水・防汚対応であり、排水口が設置され流水で清掃ができる仕様とすること</li> <li>・室内のコンセント（2口×3ヶ所）、TV線等には鍵付きのカバーを取り付け、凹凸部が無いようにすること</li> <li>・収納スペースを設けること</li> <li>・収納スペースの中にコンセントを設置</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー保護のため、戸に鍵を設けること</li> <li>・パニック等に対応するために、別の鍵を設けること</li> <li>・天井を高くする（最低4m以上）</li> <li>・電気系統はリモコン等でスタッフが管理できること</li> <li>・収納扉は壁のように見えるもので鍵付き</li> </ul>							

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (m <sup>2</sup> )	項目	内容
70	生活・居住	強度行動障害ユニット	個室 (大)	35	1	34 ※下限	用途	—
							配置	・ユニット内の他の児童の個室とは離れた位置に設置
							広さ	—
							設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.69に準拠</li> <li>・介助可能なスペースのあるシャワーブース (蛇口は自由に操作できない形状)</li> <li>・トイレを設ける</li> <li>・トイレはステンレス製 (掃除口付で壊れにくい形状のもの)</li> <li>・シャワーブース・トイレは、使用しない時には施錠できるようにすること</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.69に準拠</li> <li>・入り口を2か所設置</li> <li>・清掃用具や破損したものなどを一時的に格納できるように前室を設ける</li> <li>・シャワーブース、トイレ、就寝場所、というように場所の意味づけを児童が理解しやすい設計とする</li> <li>・入口は他室より防音性をもたせるため、開き戸も可とする</li> </ul>							
71	生活・居住	強度行動障害ユニット	クールダウン・静養室	35	1	8	用途	・No.49に準拠する
							配置	・No.49に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.49に準拠する
							その他	・No.49に準拠する
72	生活・居住	強度行動障害ユニット	リビング	35	1	43	用途	・自由に過ごせる空間
							配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室から直接出入りはしない</li> <li>・壁に囲まれた庭に直接出入り可能な配置とする</li> </ul>
							広さ	—
							設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に気づかれないように、面会室もしくはスタッフルームから児童の姿を見られること (例：マジックミラー、カメラ等、見る対象となる部屋はリビングでなくとも良い)</li> <li>・鍵付きの収納棚 (学校用リュックサック、余暇グッズ) ×児童数分</li> <li>・鍵付きの掃除用具入れ (中にごみ箱を収納)</li> </ul>
							その他	—



別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (㎡)	項目	内容
73	生活・居住	強度行動障害ユニット	ダイニング	35	1	15	用途	—
							配置	・パントリーと接続していること
							広さ	—
							設備	—
その他	・外部からの刺激を減らすためまわりを囲まれた空間が良い (オープンスペースではなく完全に間仕切られた部屋) ・配膳中に児童に目に触れないようにするため間仕切りで完全に区切れるようにする							
74	生活・居住	強度行動障害ユニット	屋根付きテラス	35	1	0	用途	・児童が外部に自由に出られる空間 ・2ユニット共有でもよい
							配置	・リビングもしくは廊下とつながっていること ・個室の窓に面しないこと
							広さ	—
							設備	—
その他	・壁で囲まれた、もしくは仕切られたスペース ・光庭等のような空間でもよい							
75	生活・居住	強度行動障害ユニット	浴室	35	1	5	用途	—
							配置	・トイレの近く
							広さ	・最大2人が入れる浴槽 ・浴室1人、脱衣1人、介助者洗い場1人、脱衣室1人
							設備	・1.5坪タイプの高齢者施設向ユニットバス (シャワーのみ、または浴槽の周りに介助者が立てる仕様のもの) ・出入口は段差のないものを採用すること
その他	・使用しない時には施錠できるようにすること ・手すり等							
76	生活・居住	強度行動障害ユニット	脱衣室	35	1	6	用途	—
							配置	—
							広さ	・家庭の規模より1畳広く
							設備	・冷暖房設備 ・脱衣棚は不要 ・鍵付きの収納 (洗剤、風呂用品等) ・施錠できるようにする
その他	—							

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
77	生活・居住	強度行動障害ユニット	児童用トイレ	35	2	4	用途	・ユニット内児童専用
							配置	・洗面所と隣接する（中に手洗は設けない） ・浴室と近接する ・トイレは分散配置が望ましい
							広さ	—
							設備	・防汚仕上げで湿式とする ・洋式トイレ（タンクレス） ・詰まり防止の便器 ・はずしにくいペーパーホルダー
							その他	・掃除用具を格納するスペース（鍵つきとする）SK付
78	生活・居住	強度行動障害ユニット	洗面所	35	1	5	用途	—
							配置	—
							広さ	・2名同時利用が可能とすること
							設備	・自動水栓（センサー対応）2口以上 ・個人（歯ブラシ、歯磨き粉、コップ）の収納スペースを設ける ・鍵付きのSK室を設置する
							その他	・施錠可能な扉を設ける
79	生活・居住	強度行動障害ユニット	玄関	35	1	8	用途	・No.54に準拠する
							配置	・No.54に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.54に準拠する
							その他	・No.54に準拠する
80	生活・居住	強度行動障害ユニット	出入口（玄関以外）	35	1	0	用途	・他の児童と同時に利用できない児童もいるため、玄関以外に出入りできる扉を設けること（非常口でも可、スタッフ室を通過する動線は不可）
							配置	—
							広さ	—
							設備	・下足箱4人分を設ける
							その他	・食事搬入用出入口とは兼用しない
81	生活・居住	強度行動障害ユニット	洗濯室	35	0.5	12	用途	—
							配置	・No.55に準拠する
							広さ	・No.55に準拠する
							設備	・No.55に準拠する
							その他	・スタッフが洗濯を行っているため、隣接する2ユニットで共有とする

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
82	生活・居住	強度行動障害ユニット	物干し場	35	0.5	0	用途	・屋外物干し場
							配置	・外部からの覗き、進入、盗難防止を図る
							広さ	—
							設備	・一部屋根つき部分を設置
							その他	・外には、布団を洗い流せるよう水道栓を設置 ・作業はスタッフが行う ・2ユニットで共有とする
83	生活・居住	強度行動障害ユニット	サンルーム	35	1	8	用途	・屋内物干し場
							配置	・外部からの覗き、進入、盗難防止を図る
							広さ	—
							設備	・サンルームには十分な換気設備を設ける
							その他	・作業はスタッフが行う
84	生活・居住	強度行動障害ユニット	汚物処理・シャワー室、	35	1	5	用途	—
							配置	・児童居室の近くで、トイレに隣接する
							広さ	・No.57に準拠する
							設備	・No.57に準拠する
							その他	
85	生活・居住	強度行動障害ユニット	スタッフ室	35	0.5	56	用途	—
							配置	・2ユニットで共有 ・2ユニットの中央にあり、職員のユニット間移動などが容易であること ・パントリーや洗濯場に近接していること
							広さ	・事務机8台を設置する
							設備	・No.62に準拠する
							その他	・No.62に準拠する
86	生活・居住	強度行動障害ユニット	職員用トイレ	35	2	4	用途	・職員が利用、男女各1室 ・2ユニットで共有
							配置	・No.63に準拠
							広さ	—
							設備	・No.63に準拠
							その他	・No.63に準拠
87	生活・居住	強度行動障害ユニット	面会室	35	0.5	10	用途	・2ユニットで共有してよい（保護者・他ユニット児童等が使用）
							配置	・ユニット外の入り口とユニット内からの入り口を設ける
							広さ	—
							設備	—
							その他	・児童に気づかれないように、実際の支援を保護者に見ていた だけのような構造もしくは仕組み

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
88	生活・居住	強度行動障害ユニット	パントリー・キッチン	35	0.5	20	用途	・食事の配膳
							配置	・ダイニングに直接出入り可能な配置（食事のユニットへの搬入口からできるだけ近くに配置） ・スタッフ室に隣接
							広さ	・キッチン、食器棚、作業台 ごみ箱が置けるスペース確保
							設備	・No.65に準拠する
							その他	・スタッフが配膳を行うため、隣接する2ユニットで共有する
89	生活・居住	強度行動障害ユニット	宿直室兼休憩室兼更衣室	35	0.5	14	用途	・No.66に準拠する
							配置	・スタッフ室から出入りできること ・2ユニットで共有とする
							広さ	—
							設備	・No.66に準拠する
							その他	・No.66に準拠する
90	生活・居住	強度行動障害ユニット	倉庫・収納庫	35	1	25	用途	・No.67に準拠する
							配置	・No.67に準拠する
							広さ	—
							設備	—
							その他	—
91	生活・居住	強度行動障害ユニット	リネン室	35	1	11	用途	・No.68に準拠する
							配置	—
							広さ	—
							設備	・No.68に準拠する
							その他	・No.68に準拠する
92	生活・居住	自立支援ユニット	個室	14	13	12 ※下限	用途	・自立度の高い児童が利用する居室
							配置	・No.45に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.45に準拠する
							その他	・No.45に準拠する
93	生活・居住	自立支援ユニット	自立支援個室②	14	2	34 ※下限	用途	—
							配置	・No.48に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.48に準拠する
							その他	・No.48に準拠する
94	生活・居住	自立支援ユニット	自立支援個室①	14	4	20 ※下限	用途	—
							配置	・No.47に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.47に準拠する
							その他	・No.47に準拠する

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (㎡)	項目	内容
95	生活・居住	自立支援ユニット	リビングダイニング	14	2	24	用途	—
							配置	・全居室から直接出入り可能な配置とする (廊下を介しての出入でよい) ・パントリーと接続していること
							広さ	—
							設備	—
その他	・壁掛けテレビを設置すること ・2つのユニットに分ける際に分割することができるならば、一体として一室でもよい ・廊下を挟んで分かれてもよい							
96	生活・居住	自立支援ユニット	浴室	14	2	4	用途	—
							配置	・トイレの近く
							広さ	・家庭用のユニットバス大(1616型)
							設備	・出入口は段差のないものを採用すること
その他	・使用しない時には浴室は外から施錠できるようにすること ・手すり等							
97	生活・居住	自立支援ユニット	脱衣室	14	2	4	用途	—
							配置	—
							広さ	—
							設備	No.52に準拠する
その他	—							
98	生活・居住	自立支援ユニット	児童用トイレ	14	4	3.5	用途	・ユニット内児童専用
							配置	—
							広さ	—
							設備	・防汚仕上げで乾式とする ・洋式トイレ ・コンセントを設ける(鍵付きのカバーをとりつける)
その他	・各トイレは近接せず、分散配置とする ・掃除用具を格納するスペース(鍵つきとする)							
99	生活・居住	自立支援ユニット	洗面所	14	2	5	用途	—
							配置	—
							広さ	・No.61に準拠する
							設備	・No.61に準拠する
その他	・No.61に準拠する							
100	生活・居住	自立支援ユニット	玄関	14	2	8	用途	・No.54に準拠する
							配置	・No.54に準拠する ・ユニット個別に玄関を設ける ・2つのユニットに分割した場合には、それぞれに1つずつ使用できるように配置する
							広さ	—
							設備	・No.54に準拠する
その他	・No.54に準拠する							

## 別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
101	生活・居住	自立支援ユニット	洗濯室	14	2	6	用途	—
							配置	・No.55に準拠する
							広さ	・No.55に準拠する
							設備	・No.55に準拠する
							その他	—
102	生活・居住	自立支援ユニット	サンルーム	14	2	6	用途	・No.58に準拠する
							配置	・No.58に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.58に準拠する
							その他	—
103	生活・居住	自立支援ユニット	物干し場	14	1	0	用途	・No.59に準拠する
							配置	・No.59に準拠する
							広さ	—
							設備	—
							その他	—
104	生活・居住	自立支援ユニット	駐輪場	14	1	0	用途	・No.60に準拠する
							配置	・No.60に準拠する
							広さ	—
							設備	—
							その他	・No.60に準拠する
105	生活・居住	自立支援ユニット	スタッフ室	14	1	30	用途	—
							配置	・2つのユニットに分けた時に中央にあり、職員のユニット間移動などが容易であること
							広さ	・事務机4台を設置する
							設備	・No.62に準拠する
							その他	・No.62に準拠する
106	生活・居住	自立支援ユニット	パントリー・キッチン	14	2	10	用途	・No.65に準拠する
							配置	・ダイニングに直接出入り可能な配置（食事のユニットへの搬入口からできるだけ近くに配置）
							広さ	・No.65に準拠する
							設備	・No.65に準拠する
							その他	・2つのユニットに分割した際、それぞれのダイニングからアクセスできること
107	生活・居住	自立支援ユニット	宿直室兼休憩室兼更衣室	14	1	14	用途	・No.66に準拠する
							配置	・スタッフ室から出入りできること
							広さ	—
							設備	・No.66に準拠する
							その他	・No.66に準拠する
108	生活・居住	自立支援ユニット	職員用トイレ	14	2	4	用途	・職員が利用、男女各1室
							配置	・No.63に準拠する
							広さ	—
							設備	・No.63に準拠する
							その他	・No.63に準拠する

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (m <sup>2</sup> )	項目	内容
109	生活・居住	自立支援ユニット	面会室	14	1	10	用途	・No.64に準拠する
							配置	・ユニット外の入り口とユニット内からの入り口を設ける ・2つのユニットに分けた際に、2つのユニットから利用できるようにすること。
							広さ	—
							設備 その他	— —
110	生活・居住	自立支援ユニット	倉庫・収納庫	14	1	25	用途	・No.67に準拠する
							配置	・No.67に準拠する
							広さ	—
							設備 その他	— —
111	生活・居住	自立支援ユニット	リネン室	14	1	11	用途	・No.68に準拠する
							配置	—
							広さ	—
							設備 その他	・No.68に準拠する ・No.68に準拠する
112	作業・活動		窯業作業ゾーン1	16	1	95	用途	・機械ロクロ成型、タタラ成型、削り仕上げ、加工、造形制作および乾燥 ・体験生、実習生の利用
							配置	・木工科に近接すること
							広さ	・必要な設備が収まること ・15名程度が一度に作業することができること
							設備	・3相200Vのコンセントが4つ以上設置できること（電気ろくろ×2、土練機、グラインダー） ・シーリングファン ・明かり取りの天窗 ・網戸（窓を開けて作業をするのに必要） ・スタッフ室で電話がなった際に、作業場で着信したことが分かるようにすること ・電動ろくろが搬入できるよう、開口部が2m以上の出入口が必要 ・3人分の手洗い場 ・個別対応が必要な場合にパーテーションで仕切れること ・エアコン以外の冷暖房設備の設置（スポットクーラー等） ・下駄箱（長靴収納可のもの）を設置
	その他	—						

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (㎡)	項目	内容
113	作業・活動		スタッフ室	11/16	1	16	用途	・スタッフの事務スペースおよび更衣スペース
							配置	・木工と窯業で共有し、どちらにもアクセスできること
							広さ	ー
							設備	・冷暖房設置 ・事務机、チェア4セット ・PC4台、プリンター1台 ・書類棚2台 ・職員用ロッカー6台の設置 ・木工、窯業に接するところは羽目殺しの窓が必要(室内から棟内の様子が確認できるように) ・更衣室スペース(男女別)を設ける
							その他	ー
114	作業・活動		手洗い	11/16	1	2	用途	・手洗いスペース ・建物外の作業時の手洗い、汚れ物を洗う
							配置	・洗濯室と隣接する ・建物外からもアクセスできること
							広さ	・最大3名が同時に使用できること
							設備	・手洗い台(3名分用) ・水道(混合栓)
							その他	・ステンレス台 ・混合栓
115	作業・活動		洗濯室	16	1	4	用途	・タオル、ガーゼ等の窯業科で使用するものを洗濯し乾かす
							配置	・手洗いスペースと隣接すること ・建物外からもアクセスできること
							広さ	・洗濯機が収まり、作業ができること
							設備	・家庭用洗濯機(縦型1台)設置 ・乾燥場 ・物干し
							その他	ー
116	作業・活動		電気窯ゾーン	15	1	30	用途	・素焼き、釉薬塗布後の製品、作品の保管
							配置	・施釉ゾーンと隣接する
							広さ	・電気窯の設置 ・窯作業(窯づめ、窯だし)が行えること
							設備	・電気釜の電気容量 →既設の電気窯のスペック 日本電産シンボ(株)製 DMT-25-SS 電源:25kW200V3φ72A ブレーカー200A ・電気窯上部の換気扇の設置必要 ・電気窯の搬出入口(W2200×H1800)を確保する ・排熱用の窓などを設置 ・作品棚2台(W180×D60)を設置
							その他	・消防への届出は不要 ・耐火構造とすること



別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (㎡)	項目	内容
117	作業・活動		製品庫ゾーン	15	1	30	用途	・完成した窯業製品を保管、管理する
							配置	・ミーティング、休憩ゾーンと隣接する
							広さ	・スチールラックがすべて設置でき、ものの出し入れ作業ができること
							設備	・スチールラック 8 台 (W180×D60) の設置 (製品の出し入れが簡易なように、棚がスライドする (引き出せる) 仕様のもの)
							その他	—
118	作業・活動		ミーティング・休憩ゾーン		1	28	用途	・児童の休憩などに利用する
							配置	・木工・窯業作業ゾーンとアクセスがよく、スタッフ室に近接していること
							広さ	—
							設備	・冷暖房設置 ・長机10台 (W180×D45)、イス20脚 ・カーテンで仕切られた1人用スペースを2区画分
							その他	—
119	作業・活動		施釉ゾーン	15	1	28	用途	・釉薬を塗布する ・釉薬原料の微粉化 ・釉薬吹付 ・釉薬攪拌
							配置	・電気窯ゾーンに隣接
							広さ	・設備が収まり作業ができること
							設備	・流しを設置する ・釉薬集塵用装置 (換気設備) ・動力用コンセント2つ以上 ・コンプレッサー ・ポットミル機 (W112×D50×H84) ・吹付用ブース ・作品棚2台 (W180×D60) ・釉薬攪拌用ポット6個 (W31×H39) ・換気扉は室内から屋外に排出する家庭用換気扇サイズの4倍程度の大きさ
							その他	—
120	作業・活動		作品庫	15	1	100	用途	・今までの作品や完成した造形作品を保管、管理する ・作品の貸出し
							配置	・木工作业ゾーン、窯業作業ゾーンと同じ建物にある必要はない ・作品保管展示場、クラブ室に近接
							広さ	・作品の出し入れ作業ができること
							設備	・作品陳列用の棚が必要 ・W180×D60 18台 (作品大～中約900点用)、W96×D52 10台 (作品中～小約900点用) ・換気設備
							その他	—

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当り (m <sup>2</sup> )	項目	内容
121	作業・活動		木工作业ゾーン1	11	1	110	用途	・機械、研磨作業ゾーン ・シーズニングスペース（木材を倉庫から出した後、加工前に温度に慣らし、伸縮や反りを抑えるためのもの）
							配置	—
							広さ	・天井高4 m以上
							設備	・研磨機の吸塵ホースを設置する ・手洗い場／洗濯乾燥機置場の設置 ・動力系木工機械（現有7台）が同時に稼働できること →主電源はスタッフ室管理 ・明かり取りの天窗 ・網戸（窓を開けて作業をするのに必要） ・スタッフ室で電話がなった際に、作業場で着信したことがわかるように ・切削など、多量の木屑が発生する作業を行う際に、集中的に集塵を行えるブースの設置 ・エアコン以外の冷暖房設備の設置（スポットクーラー等）
その他	・木材の切削作業等に伴い、粉塵が多く発生するため、換気性能が高いこと ・下駄箱（長靴収納可のもの）を設置 （追加）個別対応用パーテーション ・機材の出し入れができる（W220cm×H230cm）以上の出入口が必要							
122	作業・活動		収納	11	1	20	用途	・工具等を収納する
							配置	・木工作业ゾーン1・廊下のどちらからもアクセスできる
							広さ	—
							設備	・機械充電用の電源が複数必要 ・施錠可能な棚の設置
							その他	—
123	作業・活動		木工作业ゾーン2	11	1	45	用途	・最終成型、ニス塗装ゾーン
							配置	—
							広さ	—
							設備	・手洗い場（3人同時使用可）の設置 ・施錠可能な棚の設置 ・作品乾燥用の棚の設置 ・180cm以上の開口部で木工作业ゾーン1・外部と接続すること ・揮発性の高い塗料等を扱うため、換気性能が高いこと
							その他	—

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (m <sup>2</sup> )	項目	内容
124	作業・活動		塗料保管庫	11	1	10	用途	・火気類（ホームセンターで購入できる塗料）の一時的な保管
							配置	・休憩室から離れており、木工作業ゾーン2に隣接していること
							広さ	—
							設備 その他	・施錠可能な棚の設置 ・施錠管理ができること
125	作業・活動		木工作業資材置き場	10	1	90	用途	・木工作業の資材を保管
							配置	・トラックで直接資材が搬入できること
							広さ	・長尺の材料が保管できる天井高さ、棚を設置する（長さ4mの材料が立てて保管できるスペースとする）
							設備	・出入口とは別にシャッターをつけた搬入出口が必要
							その他	—
126	作業・活動		作業室	33	1	65	用途	・受注作業や軽作業、空き缶のリサイクル作業等を行う
							配置	・木工作業ゾーン、窯業作業ゾーンと近接して設置
							広さ	—
							設備	・防音遮音構造 ・冷暖房設置 ・手洗い場の設置 ・室内をパーテーションで2つのエリアに分割可能な仕様
							その他	・想定される支援用途が多岐に及ぶため、用途に応じた備品の移動、改修等が容易であること
127	作業・活動		窯業作業ゾーントイレ		2	4	用途	・職員・児童が利用する ・男女各1室
							配置	・窯業作業ゾーン1から出入り可能であること
							広さ	—
							設備	・照明は人感センサー ・湿式 ・暖房便座
							その他	—
128	作業・活動		木工作業ゾーントイレ		2	4	用途	・No.127に準拠する
							配置	・木工作業ゾーン1から出入り可能であること
							広さ	—
							設備	・No.127に準拠する
							その他	—
129	作業・活動		多目的トイレ		1	4	用途	・見学者・職員・児童が利用する
							配置	—
							広さ	—
							設備	No.127に準拠する
							その他	—

別紙8 必要諸室の要求水準

要求水準								
No.	ゾーン	分類	必要居室	既存施設 No.	室数 /ユニット	要求面積 1室当たり (m <sup>2</sup> )	項目	内容
130	作業・活動		作品保管展示場	17/19	1	135	用途	・学園の歴史を展示する資料や完成した作品を展示、管理する
							配置	・木工作业ゾーン、窯業作業ゾーンと同じ建物にある必要はない ・クラブ室、作品庫に近接 ・外部からの利用を考慮した動線、配置
							広さ	ー
							設備	・既存ギャラリーと同程度の移動可能な照明・スポットライトの設置（セッティングが容易であること） ・机上プロジェクターと可搬式のスクリーン ・展示エリア、保管エリアを区切る可動式の間仕切りが必要
							その他	ー
131	作業・活動		クラブ室	17	1	45	用途	・美術クラブ等の園内活動での使用、またはワークショップなどを開催し、地域交流スペースとして活用
							配置	・木工作业ゾーン、窯業作業ゾーンと同じ建物にある必要はない ・作品庫、作品保管展示場に近接 ・外部からの利用を考慮した動線、配置 ・近くにトイレを設置すること
							広さ	ー
							設備	・2名がけの机×5台程度と椅子 ・道具を置く棚 ・完成品を置く棚 ・手洗い場
							その他	ー